

予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づく資格

1. 工事名 令和 4 年度対馬海峡地区マウンド礁ブロック製作工事

2. 入札日時 令和 4 年 7 月 7 日 11 時 00 分

3. 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 農林水産本省における土木一式工事に係る B 等級の令和 3・4 年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房参事官（経理）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（5. (2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 19 年 4 月 1 日以降に元請として、完成・引渡が完了した次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が 20% 以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず代表者及び各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

なお、同種工事の施工実績が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）であるときは、当該工事の成績評定点が 65 点以上の場合に限り実績として認める。

・同種工事は、プレキャスト部材の製作工事とする。

- (5) 水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）のうち、平成 29 年 4 月 1 日以降に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工実績を有する場合においては、当該工事の成績評定点の平均が 65 点以上であること。当該実績がない場合にはこの限りではない。（ただし、共同企業体にあつては、全構成員の平均で 65 点以上であること。）
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第 27 条第 2 項の工事に該当する旨が特記仕様書に記載されている場合は専任を要しないことがある。また、本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める工事であり、特例監理技術者の場合は、専任を求めない。

本工事については、届け出た工事開始日前までは、主任技術者又は監理技術者の配置の必要はない。

- ① 主任技術者にあつては、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のいずれかに該当する者をいう。

・技術士（建設部門、水産部門（選択科目が「水産土木」であるものに限る。）、又は総合技

術監理部門（選択科目が「建設」に係るもの、「水産－水産土木」であるものに限る。）の資格を有する者。

- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - ・平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

- ③ 配置予定の技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料の提出を求めることがある。なお、当該資料が提出されない場合は入札に参加できないことがある。

- ④ 平成 19 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡が完了した、次の同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体にあつては、構成員のうちいずれか 1 名が同種工事の施工経験を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が 20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず代表者及び各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

なお、同種工事の施工経験が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）であるときは、当該工事の成績評定点が 65 点以上の場合に限り実績として認める。

- ・同種工事は、プレキャスト部材の製作工事とする。

- ⑤ 水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）のうち、平成 29 年 4 月 1 日以降に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工経験を有する者においては、当該工事の成績評定点の平均が 65 点以上であること。当該経験がない者はこの限りではない。

- ⑥ 監理技術者を配置する工事において、予決令第 85 条の基準（以下「調査基準価格」という。）に該当する価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- (7) 特例監理技術者の配置を行う場合は、以下 1)～8)の全ての要件を満たすこと。

- 1) 建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- 2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 2 7 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者の求める技術検定種目と同じであること。
- 3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

- 5) 特例監理技術者が兼務できる工事は長崎県壱岐市内の工事でなければならない。
- 6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- 7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- 8) 特例監理技術者が担う業務等のうち、監理技術者補佐が担う業務等について、明確にすること。
- (8) 確認資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に、水産庁長官から「水産庁建設工事請負契約指名停止等措置要領」（平成 19 年 9 月 14 日付け 19 水漁第 2012 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記 1. に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 施工箇所周辺地域（長崎県）内に建設業法に基づく本社（本店）、支店又は営業所を有していること。
- (11) 確認資料等を提出しようとする複数の者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合において、確認資料等の提出者を決めるために当事者間で調整することは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- ② 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ③ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - ④ 組合の理事
 - ⑤ その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者
- （イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (14) 休日確保計画が適正であること。